

17 指導監査課 ・ 府県事務所

(1) 保険医療機関及び保険薬局の指定等、保険医及び保険薬剤師の登録に関する申請、届出等の受付及び審査

① 概要

ア 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

医療機関または薬局が健康保険等の公的医療保険による診療等を行うためには、保険医療機関または保険薬局として厚生労働大臣の指定を受けなければなりません。

また、保険医療機関において健康保険等の診療に従事する医師若しくは歯科医師または保険薬局において健康保険等の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた保険医または保険薬剤師でなければならないとされています。

近畿厚生局では、保険医療機関及び保険薬局の指定や保険医及び保険薬剤師の登録に関する業務を行っています。

イ 指定訪問看護事業者

指定訪問看護ステーションが指定訪問看護事業を行った場合には、医療保険から訪問看護療養費が支給されます。

この指定訪問看護事業は、従業者の知識、技能及び人員等の基準を満たしたものととして厚生労働大臣の指定を受けた事業者が行うこととされています。

近畿厚生局では、健康保険法による指定訪問看護事業者の指定等に関する業務を行っています。なお、都道府県知事に介護保険法の指定申請を行い、指定を受けた場合は、健康保険法の指定も同時に受けたものとみなされます。

ウ 柔道整復師

被保険者等が柔道整復師に施術を受けた場合、その費用は、原則として、被保険者等が一旦柔道整復師に支払い、後日、保険者から療養費として償還を受ける現金給付のしくみとなっています。

しかし、被保険者の負担を軽減する観点から、柔道整復師から施術を受けた被保険者等は一部負担金に相当する額のみを柔道整復師に支払い、残りの療養費は、被保険者等から受領委任を受けた柔道整復師が保険者に請求するしくみ（受領委任払い）を採っています。

近畿厚生局では、柔道整復師の施術に係る療養費に関する業務を行っています。

② 実績

78 頁に掲載しています。

(2) 基本診療料の施設基準、特掲診療料の施設基準及び入院時食事療養等に係る届出の受理及び調査等

① 概要

保険医療機関及び保険薬局は、従事者数、施設・設備等において厚生労働大臣が定めた基準を満たすことにより、所定の診療（調剤）報酬を算定できます。

この基準を定めたものを施設基準といい、近畿厚生局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理及び受理後の調査等の業務を行っています。

② 実績

	26年度	27年度	28年度
診療報酬の請求に関する各種届出件数 (施設基準)	73,770件	42,962件	90,896件

(注) 平成26年度及び平成28年度は診療報酬等改定に伴う届出を含む

(3) 保険医療機関、保険薬局等及び保険医、保険薬剤師等に対する指導及び監査

① 概要

ア 指導

(ア) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療（保険調剤）の取扱い及び診療（調剤）報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療（保険調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導、集団的個別指導及び個別指導の方法により行われています。

(イ) 指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

(ウ) 柔道整復師

受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働省の通知に基づき、近畿厚生局長及び知事に受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

イ 監査

(ア) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

保険医療機関等や保険医等の療養担当者が行う療養の給付について、診療（調剤）内容及び診療（調剤）報酬請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を取ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、保険医療機関等の指定の取消処分、保険医等の登録の取消処分、戒告、注意などの行政上の措置を行っています。

(イ) 指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等

指定訪問看護事業者が行う指定訪問看護について、訪問看護療養費の請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を取ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、指定訪問看護事業者の指定の取消処分、戒告、注意などの行政上の措置を行っています。

(ウ) 柔道整復師

受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師が行う保険施術について、療養費の請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を取ることを目的として、受領委任払いに関する通知に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、療養費の請求内容に不正または著しい不当の事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止します。

② 実績

78 頁に掲載しています。

※ 上記の(1)～(3)の業務については、保険医療機関等が所在する府県を管轄する事務所(大阪府にあっては、指導監査課)が行っています。

平成 28 年度における保険医療機関数等の実績は、以下のとおりです。

1. 保険医療機関等数及び保険医等数

	保険医療機関等			保険医等			指定訪問 看護事業 所	柔道整復 施術所
	医 科	歯 科	薬 局	医 師	歯科 医師	薬剤師		
福 井 県	537	311	275	2,244	499	1,153	79	253
滋 賀 県	941	578	563	3,979	985	2,954	99	417
京 都 府	2,401	1,369	990	11,496	2,418	6,826	260	1,256
大 阪 府	8,368	5,676	4,029	33,755	11,040	25,747	1,062	6,539
兵 庫 県	4,846	3,097	2,555	18,637	5,054	15,969	640	2,130
奈 良 県	1,147	710	517	4,376	1,202	3,446	137	596
和歌山県	1,029	573	463	3,675	975	2,537	131	596
29.4.1現在	19,269	12,314	9,392	78,162	22,173	58,632	2408	11,787
28.4.1現在	19,263	12,301	9,241	76,951	21,926	56,721	2,241	11,762
27.4.1現在	19,246	12,300	9,090	75,544	21,719	55,250	1,997	11,236

2. 保険医療機関等指定状況

	新規指定				指定更新			
	医 科	歯 科	薬 局	計	医 科	歯 科	薬 局	計
福 井 県	8	7	13	28	110	65	45	220
滋 賀 県	33	26	56	115	189	119	76	384
京 都 府	96	53	84	233	546	311	127	984
大 阪 府	387	242	286	915	1,813	1,213	607	3,633
兵 庫 県	189	119	169	477	1,061	658	363	2,082
奈 良 県	47	19	33	99	250	180	67	497
和歌山県	24	15	20	59	232	137	79	448
28 年度	784	481	661	1,926	4,201	2,683	1,364	8,248
27 年度	843	451	686	1,980	2,489	1,559	1,175	5,223
26 年度	818	454	723	1,995	1,194	670	867	2,731

3. 個別指導

		保険医療機関等			訪問看護
		医科	歯科	薬局	
福井県	保険医療機関等	13 件	12 件	11 件	0 件
	保険医等	15 人	12 人	16 人	
滋賀県	保険医療機関等	23 件	14 件	21 件	0 件
	保険医等	25 人	15 人	27 人	
京都府	保険医療機関等	18 件	19 件	36 件	0 件
	保険医等	67 人	45 人	45 人	
大阪府	保険医療機関等	45 件	44 件	26 件	1 件
	保険医等	45 人	77 人	35 人	
兵庫県	保険医療機関等	44 件	28 件	25 件	0 件
	保険医等	60 人	33 人	30 人	
奈良県	保険医療機関等	31 件	24 件	19 件	0 件
	保険医等	63 人	32 人	24 人	
和歌山県	保険医療機関等	25 件	19 件	17 件	0 件
	保険医等	27 人	20 人	20 人	
28年度	保険医療機関等	199 件	160 件	155 件	1 件
	保険医等	302 人	234 人	197 人	
27年度	保険医療機関等	200 件	165 件	146 件	1 件
	保険医等	421 人	195 人	187 人	
26年度	保険医療機関等	205 件	146 件	139 件	0 件
	保険医等	406 人	178 人	224 人	

4. 新規個別指導

	保険医療機関等		
	医科	歯科	薬局
福井県	7 件	3 件	9 件
滋賀県	25 件	9 件	16 件
京都府	52 件	23 件	46 件
大阪府	210 件	130 件	155 件
兵庫県	95 件	74 件	83 件
奈良県	24 件	17 件	18 件
和歌山県	13 件	11 件	15 件
28年度	426 件	267 件	342 件
27年度	447 件	304 件	468 件
26年度	462 件	335 件	581 件

5. 集團的個別指導

	保險医療機関等					
	医科		歯科		薬局	
福井県	27	件	19	件	20	件
滋賀県	40	件	34	件	31	件
京都府	129	件	104	件	44	件
大阪府	539	件	433	件	295	件
兵庫県	276	件	240	件	191	件
奈良県	55	件	36	件	38	件
和歌山県	49	件	44	件	27	件
28年度	1,115	件	910	件	646	件
27年度	1,102	件	887	件	672	件
26年度	1,097	件	910	件	638	件

6. 適時調査（施設基準調査）

	適時調査（施設基準調査）			
	医科		訪問看護	
福井県	38	件	0	件
滋賀県	33	件	0	件
京都府	75	件	0	件
大阪府	132	件	0	件
兵庫県	89	件	1	件
奈良県	41	件	0	件
和歌山県	43	件	0	件
28年度	451	件	1	件
27年度	379	件	26	件
26年度	358	件	25	件

7. 監査

		保険医療機関等			訪問看護
		医科	歯科	薬局	
福井県	保険医療機関等	0 件	0 件	0 件	0 件
	保険医等	0 人	0 人	0 人	
滋賀県	保険医療機関等	0 件	1 件	0 件	0 件
	保険医等	0 人	4 人	0 人	
京都府	保険医療機関等	0 件	0 件	0 件	0 件
	保険医等	0 人	0 人	0 人	
大阪府	保険医療機関等	2 件	4 件	0 件	0 件
	保険医等	10 人	46 人	0 人	
兵庫県	保険医療機関等	2 件	1 件	1 件	0 件
	保険医等	2 人	2 人	1 人	
奈良県	保険医療機関等	1 件	0 件	0 件	0 件
	保険医等	1 人	0 人	0 人	
和歌山県	保険医療機関等	0 件	0 件	0 件	0 件
	保険医等	0 人	0 人	0 人	
28年度	保険医療機関等	5 件	6 件	1 件	0 件
	保険医等	13 人	52 人	1 人	
27年度	保険医療機関等	7 件	11 件	0 件	0 件
	保険医等	8 人	38 人	0 人	
26年度	保険医療機関等	10 件	9 件	1 件	0 件
	保険医等	20 人	56 人	1 人	

8. 返還金

	指導によるもの	監査によるもの	適時調査によるもの	計
福井県	997 万円	0 万円	485 万円	1,482 万円
滋賀県	3,862 万円	0 万円	264 万円	4,126 万円
京都府	1,877 万円	78 万円	4,648 万円	6,603 万円
大阪府	7,195 万円	7,029 万円	31,734 万円	45,958 万円
兵庫県	11,153 万円	0 万円	476 万円	11,629 万円
奈良県	3,809 万円	422 万円	313 万円	4,544 万円
和歌山県	2,095 万円	1,839 万円	193 万円	4,127 万円
28年度	30,988 万円	9,368 万円	38,113 万円	78,469 万円
27年度	56,764 万円	4,431 万円	106,945 万円	168,140 万円
26年度	111,056 万円	2,376 万円	115,417 万円	228,849 万円

※ 各年度内に確定した返還金額を計上したものであり、個別指導、新規個別指導、監査または適時調査の実施年度と一致するものではありません。

9. 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の状況

	区分		保険医療機関等		
			医科	歯科	薬局
福 井 県	保険医療 機関等	指定取消	0 件	0 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
滋 賀 県	保険医療 機関等	指定取消	0 件	0 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
京 都 府	保険医療 機関等	指定取消	0 件	0 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
大 阪 府	保険医療 機関等	指定取消	1 件	1 件	0 件
		取消相当	1 件	1 件	0 件
	保険医等	登録取消	2 人	2 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
兵 庫 県	保険医療 機関等	指定取消	0 件	1 件	0 件
		取消相当	1 件	1 件	0 件
	保険医等	登録取消	1 人	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
奈 良 県	保険医療 機関等	指定取消	0 件	0 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
和歌山県	保険医療 機関等	指定取消	0 件	0 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
28年度	保険医療 機関等	指定取消	1 件	2 件	0 件
		取消相当	2 件	2 件	0 件
	保険医等	登録取消	3 人	2 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
27年度	保険医療 機関等	指定取消	3 件	2 件	0 件
		取消相当	4 件	4 件	0 件
	保険医等	登録取消	4 人	1 人	0 人
		取消相当	1 人	0 人	0 人
26年度	保険医療 機関等	指定取消	1 件	3 件	0 件
		取消相当	1 件	2 件	1 件
	保険医等	登録取消	0 人	5 人	4 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人

10. 柔道整復師の指導・監査実施状況

		個別指導	監査	監査後の措置	
				中止	中止相当
福井県	施術所	0件	0件	中止	0件
				中止相当	0件
滋賀県	施術所	0件	0件	中止	0件
				中止相当	0件
京都府	施術所	2件	0件	中止	0件
				中止相当	0件
大阪府	施術所	22件	6件	中止	0件
				中止相当	1件
兵庫県	施術所	2件	1件	中止	0件
				中止相当	0件
奈良県	施術所	4件	1件	中止	0件
				中止相当	0件
和歌山県	施術所	1件	0件	中止	0件
				中止相当	0件
28年度	施術所	31件	8件	中止	0件
				中止相当	1件
27年度	施術所	22件	4件	中止	4件
				中止相当	5件
26年度	施術所	50件	19件	中止	5件
				中止相当	6件